

一般財団法人すこやかさ ゆたかさの未来研究所 ゆめばす利用規約

発効日 2025年7月19日

1. 目的

本財団が運営する車両の無償貸与事業（以下「本事業」）は、①進行性の疾患により身体の不自由な患者（以下「患者」）の、障害福祉サービス及び介護保険サービスが適用されない楽しみのための外出（以下「レクリエーション外出」）を、同外出を可能にするために改造した車両（以下「ゆめばす」）を無償で貸与することを通じて支援すること、ならびに②ゆめばすを利用した患者の体験を広く共有することで、レクリエーション外出に対して患者が物理的及び心理的ハードルを抱えない社会を実現することを目的とするものです。

2. 利用資格

- ゆめばすを利用する患者（以下「利用者」）は、以下のすべての条件を満たさなければなりません。
 - ALS患者又は身体障害者福祉法に定められる等級○級以上の障害を有すること
 - 車椅子等の移動補助機器を利用していること
 - 様々な事情によりレクリエーション外出が困難なこと
 - 集団感染の可能性がある感染症に罹患していないと本財団が判断できる者であること
 - 本事業の活動目的に賛同していること
- 利用者の同伴者は6人までとし、本財団が予め認めた者に限ります。
- 同伴者のうち、ゆめばすの運転者は満30歳以上でなければなりません。

3. 本事業の遂行

- 本財団は、利用者によるゆめばすの利用（以下「本利用」）の全過程を安全かつ健全に実行するために、利用者の健康状態、年齢、希望する外出先、同伴者、天候、交通、その他諸般の事情を考慮して、本利用の内容及び可否を決定する裁量を有します。
- 利用者又は申込者は、本利用の申込及び本利用の全課程に置いて、本財団と誠実に協議し、質問に答えるものとします。
- 利用者及び申込者は、予め本財団の認めた旅程にてゆめばすを利用すると共に、当該旅程の全過程において、本財団と迅速な連絡がとれる状態を維持します。
- 本利用の全課程における利用者の安全は、利用者が自己の費用と責任において確保するものとします。利用者の健康状態の悪化その他不測の事情が生じた場合、利用者又は申込者は本財団に遅滞なく連絡すると共に、自己の費用と責任において対応するものとします。なお、当該対応にあたり、利用者及び申込者が予め本財団が認めた旅程外の緊急の措置をとることは妨げません。

4. 変更・中止

本財団は、本利用の全過程において、次のいずれかの事由に該当する場合、何らの事前通知をせず、本利用の内容を変更し又は本利用を不可とすることができます。

- 医療関係者の意見又は天候、交通その他の周辺状況等に鑑み、本利用が、利用者の健康又は安全を害し得ると判断されるような場合。
- 医療関係者の意見に鑑み、本利用の内容の変更又は本利用を不可とすることが適当であると判断される場合。
- 利用者、申込者又は同伴者の言動、希望、その他利用者、申込者又は同伴者の態度に鑑み、本財団と利用者、申込者又は同伴者との間に信頼関係を築くこと又は維持することが困難であると判断される場合。
- 利用者、申込者又は同伴者が本規約の内容に違反した場合。

5. 費用の負担

- (1) 利用者は、ゆめばすを、車両貸与費用を負担することなく無償で利用することができます。
- (2) 利用者は、本利用に伴い生じる交通費(本財団の指定する場所にてゆめばすを引き渡し、返却することに伴うものを含む)、食費、ガソリン代、活動実費その他本利用にかかる費用の全てを負担します。
- (3) 利用者は、ゆめばすを、本利用で使用したガソリン相当分のガソリンを補充した上で返却するものとします。

6. 利用者の義務

- (1) 利用者又は申込者は、本利用に関するレポートを、本財団の指定する書式にて本利用終了後遅滞なく、本財団に提出するものとします。
- (2) 利用者、申込者及び同伴者は、本財団が、本事業に関する広報その他の目的で、当該レポートの内容を文書、写真又は動画その他の方法で公に使用し、又は第三者に提供することに同意します。
- (3) 利用者、申込者及び同伴者は、本財団及びその関係者の名誉信用その他の権利ないし利益を毀損しません。

7. 表明保証

利用者及び申込者は連帯して、本財団に対し以下の事実を保証します。

- 1 利用者及び申込者は、本財団に対し、現時点で判明している利用者の全ての病気、感染症、必要な治療内容その他の医療情報を真実のとおりかつ完全に開示します。
- 2 利用者及び申込者が本財団に対して提供する本利用の申込みに関する全ての情報及び補足的に提供される全ての情報は真実であり正確なものです。

8. 情報等の提供

- (1) 利用者及び申込者は、本利用の申込み及び本利用の全過程において、本財団が本利用に必要な書類や情報等の提供を求めたときは、遅滞なくこれを本財団に提供するものとし、これを本財団が取得することについて同意するものとします。
- (2) 本財団が取得する個人情報その他の情報は、以下の目的でのみ利用し、それ以外の目的では使用せず、当財団の「個人情報の取り扱い方針」にしたがって取り扱います。
 - 1 本利用の可否及び内容を決定するため。
 - 2 本利用の申込及び本利用の全過程で利用者及び申込者に連絡をするため。
 - 3 その他、本事業を適切に運営するため。

9. 利用者の損害賠償責任

- (1) 利用者が第2条に定めるゆめばすの利用資格を有する者でないことが後に判明した場合、本財団は、利用者及び申込者に何らの事前通知をせず、本利用を不可とすることができるものとします。
- (2) 前項の場合、利用者及び申込者は連帯して、本財団に対し、本財団が本利用のために要した費用相当額その他の損害を賠償する責任を負います。
- (3) 前項のほか、利用者、申込者又は同伴者が、本利用に関連してゆめばすを破損し又は故障させた場合を含む、故意又は過失により本財団に損害を与えた場合、利用者及び申込者は連帯して、本財団が被った損害を賠償する責任を負います。

10. 免責

- (1) 本財団(本財団のスタッフその他の本財団に関係する者を含む)は、本財団の責に帰すべき事由によらず利用者、申込者又は同伴者に生じた本利用に伴う事故、怪我、体調の悪化、物的損害その他の結果に関して、一切の責任を負いません。

- (2) 本財団が本規約に従い本利用の内容の変更又は中止を決定した場合、利用者、申込者及び同伴者はこの決定に異議なく従い、本財団はこの変更又は中止により利用者又は同伴者に生じた一切の損害について責任を負いません。
- (3) 利用者、申込者及び同伴者は、本財団に損害賠償の責任がないにもかかわらず、本財団に対し訴訟等の法的手段をとった場合には、これにより本財団に生じた訴訟費用及び弁護士費用その他一切の損害について、本財団に対し、連帯してこれを賠償する責任を負います。

11. 準拠法及び裁判管轄

本利用に関して本財団との間に生じる紛争は、日本法に準拠して解決するものとし、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。